

していしょうがいしゃしえんしせつ まつやまふくしえん じゅうようようじせつめいしょ
 指定障害者支援施設 松山福祉園 重要事項説明書

1. 事業所経営法人の概要

名 称	社会福祉法人 福角会
法人所在地	愛媛県松山市福角町甲1829番地
電話番号	089-978-5855
代表者氏名	理事長 山崎 隆

2. 事業所の概要

名 称	障害者支援施設 松山福祉園		
施設所在地	愛媛県松山市権現町甲141番地		
指定年月日	平成24年4月1日		
事業所番号	3810100564		
施設の運営方針	利用者に対し、その自立と社会活動への参加及び地域移行を促進する観点から必要な援助及びサービスの提供を行います。		
施設の種類の	施設入所支援	就労移行支援事業	生活介護事業
事業の目的	施設入所を利用される方に、主として夜間において、食事・入浴等の支援及び生活等に関する相談・助言その他の必要な日常生活上の支援を行う。	就労を希望する方（65歳未満）で、生産活動その他の活動の機会を提供し、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練・支援を行うとともに、適性に応じた職場の開拓、就職後の職場定着のための支援を行う。	自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、生産活動等の機会その他の身体能力又は生活能力の向上のための必要な日常生活上の支援を行う。
主たる対象者	知的障害者	知的障害者	知的障害者
定 員	40名	10名	30名
管理者氏名	西山 裕一		
サービス管理責任者	北尾 儀政		
建 物	構造：鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき 3階建 面積 入所棟：2, 156.00 m ² 作業棟		
電話番号	089-979-4566		
FAX	089-979-3412		
メール	matufuku@poem.ocn.ne.jp		
施設開設年月日	昭和57年4月1日		
併設事業	就労継続支援B型・就労定着支援・共同生活援助・短期入所・日中一時		
第三者評価実施状況	実施状況；有 実施年月日；令和4年10月25日・26日		

	ひょうかきかん えひめけんしゃかいふくしきょうぎかい 評価機関；愛媛県社会福祉協議会 けっか かいじ しゃかいふくしほうじんふくずみかい 結果の開示；社会福祉法人福角会ホームページ (https://www.hukuzumikai.com) 愛媛県ホームページ WAMNETホームページ
--	--

3. 事業所の設備等の概要

① 利用者の寮（単位 m^2 ）

室名／階	2階（男性）	3階（女性・一部男性）
居室（個室）	22室(11.45～14.85)	18室(11.7～14.85)
居室収納	各居室(1.8)	各居室(1.8)
ベランダ	各居室；有	各居室；有
居室冷暖房	各居室；有	各居室；有
居室テレビ	各居室；なし	各居室；なし
短期入所室	1室(13.50/収納含)	1室(13.50/収納含)
娯楽室	1室(13.50)	1室(13.50)
娯楽スペース	フリースペース(13.50)	フリースペース(13.50)
浴室1	1室(13.99)	1室(13.99)
浴室2	1室(5.57)	1室(5.57)
脱衣室	1室(18.29/失便室含)	1室(18.29/失便室含)
トイレ・洗面・洗濯室	3室(40.65)	4室(50.05)
多目的トイレ	1室(6.78)	2室(14.42)
湯沸室	1室(5.33)	1室(5.33)
電話ボックス	1室(1.97)	1室(1.97)
喫煙室	1室(2.34)	1室(2.34)
スタッフルーム・仮眠室	1室(12.3)	1室(12.29)

② 医務室部分（3階（単位 m^2 ））

医務室	1室(18.12)	静養室	1室(5.70)	トイレ	1室(2.73)
-----	-----------	-----	----------	-----	----------

③ 食堂部分（1階（単位 m^2 ））

食堂	1室(142.66)	調理室	1室(30.46)	検収室	1室(9.52)
下処理コーナー	1室(10.59)	洗浄室	1室(10.87)	食品庫	1室(4.62)
準備室	1室(5.75)	休憩室	1室(12.70)	洗面所・トイレ	1室(4.65)

④ その他設備（1階（単位 m^2 ））

多目的室	1室(53.87)	園長室	1室(24.14)	相談室1	1室(13.50)
相談室2	1室(13.50)	事務所	1室(23.25)	支援員室	1室(62.51)
多目的トイレ	1室(6.97)	女性化粧室・トイレ	1室(4.33)	男性化粧室・トイレ	1室(8.78)
女性更衣室	1室(7.69)	男性更衣室	1室(4.95)	防災備品庫	1室(13.50)
備品庫	1室(6.99)	書庫	1室(7.73)	階段下倉庫	3室(14.42)

倉庫	1室 (10.85)
----	------------

④ 作業棟

てつこうぶ 鉄工部	しょうろういこうしえん 就 労 移 行 支 援	1 室 (134.05)	
	しょうろうけいぞくしえんビーがた 就 労 継 続 支 援 B 型	1 室 (98.22)	
	せいかつかいご 生 活 介 護	1 室 (144.00)	
	じむしょ しょくどう きゅうけいしつ 事 務 所 ・ 食 堂 ・ 休 憩 室	2 室 (57.96)	
	だんせいこういしつ 男 性 更 衣 室	1 室 (5.90)	
	じょせいこういしつ 女 性 更 衣 室	1 室 (4.33)	
	だんじょと い れ 男 女 ト イ レ	2 室 (9.37)	
	かくしゅせいひんせいぞうぶ 各 種 製 品 製 造 部	せいかつかいご 生 活 介 護	1 室 (53.87)
せいかせいばんぶ 製 菓 製 パ ン 部	しょうろういこうしえん 就 労 移 行 支 援	1 室 (40.77)	
	しょうろうけいぞくしえんビーがた 就 労 継 続 支 援 B 型	1 室 (77.30)	
	だんせいこういしつ 男 性 更 衣 室	1 室 (4.20)	
	じょせいこういしつ 女 性 更 衣 室	1 室 (5.00)	
	だんじょと い れ 男 女 ト イ レ	2 室 (7.93)	
はいしょくさーびすぶ 配 食 サービス部	せいかつかいご 生 活 介 護	1 階 1 室 (69.32)	
		2 階 一 部 (39.50)	
	しょうろうけいぞくしえんビーがた 就 労 継 続 支 援 B 型	2 階 一 部 (44.45)	
と い れ ト イ レ	2 室 (4.7)	こうい 更 衣 室	1 室 (8.1)

4. 従業員の配置状況

《主な従業員の配置状況》

- (1) 管理者 1名
- (2) サービス管理責任者 1名以上 (うち1名以上は常勤)
- (3) 就労支援員 1名以上
- (4) 職業指導員 1名以上 (職業指導員又は生活支援員のうち、いずれか1名以上は常勤)
- (5) 生活支援員 2名以上 (就労移行支援は職業指導員又は生活支援員のうち、いずれか1名以上は常勤) (生活介護はうち1名以上は常勤)
- (6) 看護師 1名以上
職業指導員、生活支援員、看護師の総数 7名以上
- (7) 栄養士 1名以上
- (8) 事務員 1名以上
- (9) 医師 1名以上
- (10) 調理員 1名以上

※職員の配置については、厚生労働省の指定基準を遵守しています。ただし、指定基準を下回らない範囲で変動することがあります。

《その他、生活介護においては、専門的な支援等に係る従業者の配置状況》

職 種	配置状況
生活支援員等の直接サービス提供に関わる職員 (生活支援員、看護職員等)	①当事業所では、上記のとおり指定基準上求められる職員の配置を上回る、職員体制(1.5:1)でより質の高いサービス提供に努めております。 ②当事業所では、一定の現場経験年数を有する職員を配置する等、質の高いサービス提供に努めております。
栄養士	当事業所では、利用者の日常生活状況や嗜好等を伺い、栄養士による栄養管理等を実施し安心・安全な食事提供に努めております。

5. 主な職種の勤務体制

職 種	主 な 勤 務 体 制			
管 理 者	8 : 3 0 ~ 1 7 : 3 0			
支 援 員 指 導 員 看 護 師	通常	8 : 3 0 ~ 1 7 : 3 0	夜勤	1 6 : 0 0 ~ 翌 1 0 : 0 0
	はやで	① 6 : 0 0 ~ 1 5 : 0 0 ② 7 : 0 0 ~ 1 6 : 0 0 ③ 7 : 3 0 ~ 1 6 : 3 0	おそで 遅出	① 1 0 : 0 0 ~ 1 9 : 0 0 ② 1 1 : 0 0 ~ 2 0 : 0 0
	通常	8 : 3 0 ~ 1 7 : 3 0	おそで 遅出	1 1 : 0 0 ~ 2 0 : 0 0
栄 養 士	はやで 早出	6 : 0 0 ~ 1 5 : 0 0		
	通常	9 : 0 0 ~ 1 8 : 0 0	おそで 遅出	1 1 : 0 0 ~ 2 0 : 0 0
調 理 員	はやで 早出	6 : 0 0 ~ 1 5 : 0 0		
	通常	9 : 0 0 ~ 1 5 : 3 0		
医 師	1 3 : 0 0 ~ 1 7 : 0 0 (月 1 回以上)			

6. 当事業所が提供するサービスと利用料金、負担軽減

(1) 提供するサービスについて

当事業所では、利用者に対して以下のサービスを提供します。

- ・介護給付費等から給付されるサービス
- ・利用料金の全額をご利用者負担いただくサービス〔(1) 以外のサービス〕

① 介護給付費対象サービス

サービスの種類	サービスの内容
相談および支援	利用者及びその家族が希望する生活や利用者の心身の状況等を把握し、適切な相談、助言、支援を行います。
排せつ	利用者の状況に応じて、適切な排せつ支援を行うとともに、排せつの自立に向けた適切な支援を行います。
入浴	ご希望があれば入浴することも出来ます。
着脱衣	必要に応じて支援、確認を行います。
整容	確認等個性を尊重した適切な整容の支援を行います。
日常生活支援	日常生活全般について、支援や見守りを行います。

保健医療サービス	必要時応じて投薬その他の必要な管理、記録を行います。 月1回13:00～17:00に医務室で嘱託医による診察や健康相談を受けることができます。来園日は、お知らせします。 <当施設の嘱託医師> 氏名; 越智麻里奈 (堀江病院 精神科) 緊急時必要に応じて家族等への連絡、協力医療機関等へ搬送致します。
生産活動	<工賃の支払> 上記の生産活動における事業収入から必要経費を差し引いた額に相当する金額を工賃として、生産活動に従事している利用者に支払います。 工賃規程のとおり 1時間当たり工賃 150円を上限とする。
実習及び求職活動等の支援	公共職業安定所、障害者職業センター等の関係機関と連携を取りながら職場実習の実施やトライアル雇用、求職活動の支援の実施、職場定着のための支援を行います。
訪問支援	常時サービスを利用している利用者が、心身の状況の変化等により、5日以上連続して利用できなかった場合は、あらかじめ利用者の同意を得て、居宅を訪問してサービス利用に関する相談支援を行います。
余暇支援	余暇支援の機会を提供します。

② 介護給付費・訓練等給付費対象外サービス内容

サービスの種類	サービスの内容
食事	〈食事時間〉 朝食 7:30～ 8:15 (作業休日は8:00～8:45) 昼食 12:00～13:00 夕食 18:00～19:00 ※栄養士の立てる献立表により、栄養と心身の状況、希望や嗜好等を考慮したバラエティに富んだ食事を提供します。
特別な食事	ご希望により特別な食事を提供することもできます。(要相談)
各種付き添い等	ご希望する医療機関等への受診や薬の受け取り等。
余暇活動	創作活動及びクラブ活動・旅行等をご希望に応じて実施します。潤いのある生活を送ることができるよう支援を行います。
預り金等管理	ご希望により、利用者預り金規程に基づいて、通帳・印鑑管理・小遣い等の管理サービスを行います。
日常生活上必要となる支援	ご希望により行います。 (日用品・被服・寝具類・理美容・予防接種・クリーニング・粗大ごみ処分等)

③ サービスの概要について

全てのサービスは、「個別支援計画」に基づいて行われます。この「個別支援計画」は、利用者の自立生活を支援し、さまざまな課題の解決を目的として本事業所のサービス管理責任者が作

成し、サービス担当者会議で確認された後、利用者の同意をいただきます。なお「個別支援計画」の写しは利用者に交付いたします。また、必要に応じて随時「個別支援計画」の見直しを行います。

(2) サービス利用料金について

① 介護給付費・訓練等給付費サービス内容の料金

別表のとおり

② 介護給付費・訓練等給付費対象外サービス内容の料金

こ う 目 目	り や う 料 金		
しょくじ いっしょく 食事（一食あたり）	ちょう しょく 朝 食	ちゅう しょく 昼 食	ゆう しょく 夕 食
	435円	730円	545円
とくべつ しょくじ がいちゅうりょうりなど 特別な食事（外注料理等）	じつ び 実 費		
こうねつすいひ 光熱水費	8,016円／月		
しゅうろう む しえん ひつよう しょけいひ 就 労 に向けての支援に必要な諸経費	じつ び 実 費		
しこうひん せいたくひん 嗜好品・贅沢品	じつ び 実 費		
いりょうきかん じゅしん 医療機関の受診	じつ び 実 費		
とくべつ びやういんじゅしんなど かか しょけいひ 特別な病院受診等に係る諸経費 (各種付き添い費を含む)	さん か ひ 参加費	じつ び 実 費	
	こうつうひ 交通費		
	つきそいひ 付添費	(時間内) 600円	
	30分	(時間外) 700円	
よ か かつどう そうきくかつどう くら ぶかつどう りょうこうなど 余暇活動（創作活動・クラブ活動・旅行等）	じつ び 実 費		
あすか きんなどかんり さー び す 預り金等管理サービス	10,000円／年		
こ い はそんべんしょうだい 故意破損弁償代	じつ び 実費		
	かくしゅほけんかにゆうしや ほけんほしょうはんい こ ばあい 各種保険加入者は保険補償範囲を超えた場合		
こ びーひよう コピー費用	まい 一枚	10円	
かくしゅしょうめいしょ ほつこう さいえんしょうめいしょなど 各種証明書の発行（在園証明書等）	ぶ 一部	100円	
にちじょうせいいかつじょうひつよう しょひよう にちようひん 日常生活上必要となる諸費用（日用品・ 被服・理美容・予防接種・クリーニング・粗大 ごみ処分等）	じつ び 実 費		

- * 1. 8. 利用料に定める「食費」「光熱水費」については補足給付にて、月あたりの負担額が軽減されます。
2. 食事をキャンセルする場合は、『土曜日・日曜日・祝祭日を含まない3日前の17:00まで』にお申し出ください。『土曜日・日曜日・祝祭日を含まない3日前の17:00まで』にお申し出のない場合、キャンセル料をいただく場合があります。また、特別な食事外注先の都合でキャンセルできない場合はキャンセル料を頂く場合があります。
- 例・水曜日の食事をキャンセルする場合は、3日前が日曜日となります。土曜日・日曜日は日数に含まみませんので、キャンセル料のかからないお申し出の日は前の週の金曜日となります。

食事キャンセル料（原材料費相当額）	朝 食	昼 食	夕 食
	350円	430円	450円

しよくじきやんせりよう とくべつ しよくじがいちゆうりようりなど 食事キャンセル料 (特別な食事/外 注料理等)	じつ び 実 費
---	-------------

- * 3. 光熱水費については、年度により変更する場合があります。
- * 4. 介護給付費・訓練等給付費の給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご利用の負担額を変更します。
- * 5. 特別な病院受診等に係る諸経費の付添費の単価につきましては、利用者1名につき引率者1名で引率を行った場合の費用となります。従って、参加利用者及び引率者が複数の場合は、所要時間に引率人数を掛けたものを参加利用者数で割ったものが、一人当たりの費用となります。
- * 6. 特別な病院受診等に係る諸経費の付添費における(時間内)とは、8:30~17:30までとなります。それ以外の時間につきましては(時間外)の費用が適応されます。
- * 7. その他社会情勢等により著しい物価の変動等があった場合には、料金を変更する場合があります。
- * 9. 工賃が年間288,000円(これを越えた部分の30%を含む)までは、介護給付費・訓練等給付費の定率負担と食費・光熱水費の負担がまったくかからないように工賃控除がなされています。

(3) 利用者負担の軽減について

[利用者負担に関する月額上限]

1ヶ月あたりのサービス利用にかかる「定率負担」は、所得(世帯の収入状況)に応じて下表のとおり月額負担上限額が設定され、利用されたサービス量にかかわらず、それ以上の負担は必要ありません。

【別表1】

区 分	世帯の収入状況	1ヶ月あたりの負担 月額上限
生活保護	生活保護受給世帯	0円
低所得1	市町村民税非課税世帯で、サービスを利用するご本人の収入が80万円以下である方	
低所得2	市町村民税非課税世帯 例) 3人世帯で障害基礎年金1級受給の場合、概ね300万円以下の収入 例) 単身世帯で障害基礎年金以外の収入が概ね125万円以下の収入	
一般1	市町村民税課税世帯(20歳未満)	9,300円
一般2	市町村民税課税世帯	37,200円

〔高額障害福祉サービス費について〕

障害者の場合は、障害者と配偶者の世帯で、障害福祉サービスの負担額(介護保険も併せて利用している場合は、介護保険の負担額も含む。)の合算額が基準額を超える場合は、高額障害福祉サービス費が支給されます。(償還払いの方法によります。)

(4) 利用料金・費用のお支払方法

前記(1)(2)(3)の料金・費用は、当月末日精算し、ご請求いたしますので、翌々月10日払いです。(金融機関がお休みの場合は翌営業日)

＜支払い方法＞

- ・ご指定金融機関の口座から自動引落としでお願いします。
- ・施設指定の金融機関の口座に振込んでいただく場合

- 伊予銀行 堀江支店 普通預金 1106734
社会福祉法人 福角会 松山福祉園 理事長 山崎 隆
- 愛媛銀行 本店営業部 普通預金 0907339
社会福祉法人 福角会 松山福祉園 理事長 山崎 隆

7. 利用に際しての留意事項

来訪・面会	原則として、就寝から起床までの時間以外、日中については事務所又は支援員・指導員に、夜間については夜勤者にご連絡下さい。尚、ご家族以外の方については、利用者ご本人との関係をお尋ねする場合があります。
外出・外泊	支援に支障がなければいつでもできます。支援員・指導員、又は事務所等にご連絡下さい。
嘱託医師以外の医療機関への受診	より専門科への受診が必要と判断された場合は、受診が継続的になる場合や遠方への受診等は、ご家族に協力いただく場合があります。
居室・設備・器具の利用	施設内の居室や設備・器具は本来の用法に従ってご利用ください。これに反したご利用により破損等が生じた場合、賠償していただくことがあります。
飲 酒	成人の方は希望によりできます。ただし、過飲等で他の利用者に迷惑となる場合や健康上の理由で制限させていただく場合があります。
喫 煙	成人の方は希望によりできます。ただし、所定の場所での喫煙と、健康上の理由により制限させていただく場合があります。
宗教活動・政治活動・営利活動	利用者ご本人の信仰等は自由ですが、他の利用者に対して政治・営利を含めた活動等ご遠慮下さい。
貴重品管理	利用者ご本人の責任において管理していただきます。金銭管理等につきましては、自己管理ができない方は預り金管理サービスをご利用いただけます。
動物の飼育	動物の飼育は自由ですが、他の利用者の迷惑になる恐れがあります。事前にご相談下さい。
危険物等	危険物の持ち込みは禁止いたします。

8. 嘱託医師及び協力医療機関等

○ 嘱託医師

医 師 名	科 名	所 在 地	電話番号
越智麻里奈	精神科・内科	松山市福角町甲1582（堀江病院）	089-978-0783

○ 協力医療機関

医療機関名	科 名	所 在 地	電話番号
堀 江 病 院	精神科・内科	松山市福角町甲1582	089-978-0783

や の な い か 矢 野 内 科	な い か 内 科	まつやましひがしながと ちょうめ 松山市東長戸1丁目10-18	089-922-5522
やまもとせいけいげ か 山本整形外科	せいけいげ か 整 形 外 科	まつやましうちみやちよう 松山市内宮町533-4	089-979-5151
まことしかくりにつく まこと歯科クリニック	し か 歯 科	まつやましふくずみちよう 松山市福角 町 5 3 8 - 1 0	089-978-7677
やまなかないか しょうかまないか 山中内科・消化器内科	な い か 内 科	まつやましうちみやちよう 松山市内宮町558-1	089-978-7611

じゅしんいりようきかん
○受診医療機関

いりようきかんめい 医 療 機 関 名	か め い 科 名	所 在 地	電話番号
あいの大学医学部附属病院	ぜ ん か 全 科	とうおん し しづかわ 東温市志津川	089-964-5111
えひめけんりつちゅうおうびよういん 愛媛県立中央病院	ぜ ん か 全 科	まつやまし かす がまち 松山市春日町83	089-947-1111
まつやませきじゅうじびよういん 松山赤十字病院	ぜ ん か 全 科	まつやまし ぶんきやうちよう 松山市文京町1	089-924-1111
みなみまつやま びよういん 南松山 病院	ぜ ん か 全 科	まつやまし あ そ だ 松山市朝生田1-3-10	089-941-8255
えひめせいきやうびよういん 愛媛生協病院	ぜ ん か 全 科	まつやまし き し ちよう 松山市来住 町 1091-1	089-976-7001
お か も と げ か 岡 本 外 科	げ か いちようか 外科・胃腸科	まつやまし たかぎちよう 松山市高木町255-1	089-978-2282
そ が め ひ ふ か 十 亀 皮 膚 科	ひ ふ か 皮 膚 科	まつやまし どうごまち 松山市道後町1-6-30	089-943-5067
まるやまじ びいんこうか ひふか 丸山耳鼻咽喉科・皮膚科	じ び か ひふか 耳鼻科・皮膚科	まつやましうちみやちよう 松山市内宮町543-1	089-960-4111
さ な だ 眼 か さなだ眼 科	が ん か 眼 科	まつやましひがしながと 松山市東長戸1-8-6	089-926-3377
さかいさんふじんか 酒井産婦人科	さんか ふじんか 産科・婦人科	まつやましうちみやちよう 松山市内宮町512-9	089-978-3888
光澤 谷 デンタルクリニック	し か 歯 科	まつやまし おがわこう 松山市小川甲200-1	089-994-3777
えひめけんこうくわほけんせんたー 愛媛県口腔保健センター	し か 歯 科	まつやまし やないまち 松山市柳井町2-6-2	089-932-5047
にのみやきやうせい し か 二宮 矯正 歯 科	きやうせい し か 矯 正 歯 科	まつやましちふねまち 松山市千舟町7-10-1	089-921-3111
はらじゅんかんきか ないか 原循環器科・内科	じゅんかんきか ないか 循環器科・内科	まつやまし いわいだに 松山市 祝 谷2-12-32	089-917-7755
かわたに せいけい げ か 川谷 整形 外科	せいけい げ か 整 形 外 科	まつやまし つねたけこう 松山市常竹甲379-1	089-997-7800
うめおか じんけいクリニック	てんかん がいらい てんかん外来	まつやまし にばんちよう 松山市二番 町 3-8-21	089-913-0133
まつやま きねん びよういん 松山 記念 病院	せ い し ん か 精 神 科	まつやまし みさわ 松山市美沢1-10-38	089-925-3211
なごみほすびたる 和ホスピタル	せ い し ん か 精 神 科	まつやまし やなぎはら 松山市柳 原739	089-992-0700
こころのクリニックたちばな	しんりやうないか せいしんか 心療内科・精神科	まつやまし ののめちよう 松山市東雲 町 2-2	089-933-7700
わたなべひ にようきか ないか 渡部泌 尿器科 内科	ひ にようきか ないか 泌尿器科・内科	まつやまし やまごえまち 松山市山越町445-1	089-922-7088

ようぼう くじやうなどもうしたてさきなら ぎやくたいぼう し かん そうだんまどぐちおよ しんたいこうそく
9. 要望・苦情等申立先並びに虐待防止に関する相談窓口及び身体拘束について

ようぼう くじやうなどもうしたてさき
(1) 要望・苦情申立先

じぎやうしよ ていきやう しょうがいしやしえんしせつ かん りようしやおよ かぞく しょうぼう くじやう じんそく
事業所は提供した障害者支援施設に関する利用者及びその家族からのご要望・苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置しています。

じぎやうしよない うけつけまどぐち
① 事業所内の受付窓口

た ん と う め い 担 当 名	しよくめい・やくしよくめい 職 名・役職名	し め い 氏 名	じゅう しよ 住 所	でんわばんごう 電話番号
うけつけたんとうしや 受付担当者	まつやまふく しえん かかりちよう 松山福祉園 係 長	いましゆく ま り え 今 宿 麻 理 恵	まつやまし こんげんちようこう 松山市権現 町 甲141	089-979-4566

だいさんしゃいいん 第三者委員	ふくずみかいかんじ 福角会監事	かわなかくにかず 川中国和	まつやましほうじょうつじ 松山市北条辻637-11	089-993-3104
	ふくずみかいひょうぎいんせんいん 福角会評議員選任・解任委員	よろずきしお 萬喜志男	まつやましふくずみちようこう 松山市福角町甲633-1	089-979-0805
かいけつせきにんしゃ 解決責任者	まつやまふくしえんえんちよう 松山福祉園園長	にしやまゆういち 西山裕一	まつやましごんげんちようこう 松山市権現町甲141	089-979-4566

② 行政等の受付機関

機	関	名	住	所	電話番号
えひめけん 愛媛県	ほけんふくしふじょう 保健福祉部	がいふくし課 がい福祉課	まつやましいちばんちよう 松山市一番町	4-4-2	089-941-2111
まつやまし 松山市	ふくしすいしんぶし 福祉推進部	がいふくし課 がい福祉課	まつやましにばんちよう 松山市二番町	4-7-2	089-948-6719
まつやまし 松山市	ふくしすいしんぶし 福祉推進部	しんぶしどうかんさか 指導監査課	まつやましにばんちよう 松山市二番町	4-7-2	089-948-6079
えひめけんしゃいかいふくしきょうぎかい 愛媛県社会福祉協議会	うんえいてきせい 運営適正化	かいいいんかい 委員会	まつやましもちだまち 松山市持田町	3-8-15	089-998-3477

(2) 虐待防止に関する窓口

事業所は障害者支援施設の提供にあたり、従業者間相互において利用者に対して虐待、拘束等について防止します。また、事業所は利用者の権利・人権の擁護、虐待防止のため、責任者を設置する等必要な体制を整えるとともに、虐待防止委員会を設置し従業者に対して、委員会での検討結果を周知し研修を実施する等の措置を講じます。

① 事業所内の受付窓口

担当名	氏名	住	所	電話番号
虐待防止責任者	さとうゆうた 佐藤悠大	まつやましごんげんちようこう 松山市権現町甲	141	089-979-4566

② 行政等の受付機関

機	関	名	住	所	電話番号
えひめけんしやう 愛媛県	しやけんりようごせんたー 障害者権利擁護センター	(えひめけんしやう 愛媛県福祉課内)	まつやましいちばんちよう 松山市一番町	4-4-2	089-933-1577
まつやまししやう 松山市	しやぎやくたいぼうしせんたー 障害者虐待防止センター	(まつやまししやう 松山市福祉課内)	まつやましにばんちよう 松山市二番町	4-7-2	089-948-6849
まつやましふくしすいしんぶし 松山市福祉推進部	しんぶしどうかんさか 指導監査課		まつやましにばんちよう 松山市二番町	4-7-2	089-948-6079

(3) 緊急やむを得ない身体拘束について

事業所は原則として利用者に対して身体拘束を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合等の利用者本人または他の利用者等の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、下記の項目すべてに該当していると判断した場合、緊急やむを得ず必要最小限の範囲内で身体拘束を行う場合があります。その場合、利用者・家族に対して説明し同意を得たうえで実施します。また、身体拘束等の対策を検討する委員会を定期的に開催し、従業者に対して、委員会での検討結果を周知し研修を実施する等の措置を講じます。

切迫性	りようしやほんにん 利用者本人または他の利用者等の生命身体が危険にさらされる可能性が いちじるしく高い場合
-----	---

ひだいたいせい 非代替性	しんたいこうそく た こうどうせいげん おこな いがい だいたい しえんほうほう ばあい 身体拘束その他の行動制限を行う以外に、代替する支援方法がない場合
いちじせい 一時性	しんたいこうそく た こうどうせいげん いちじでき ばあい 身体拘束その他の行動制限が一時的である場合

身体拘束を行った場合、身体拘束を行った日時、理由及び態様等についての記録を行います。また、身体拘束その他の行動制限を早期解除することを目標に検討委員会を随時開催することをお約束します。なお、身体拘束等の適正化のための指針については、「社会福祉法人福角会人権侵害防止に関する規程」に記載の通りです。

10. 非常災害時の対策

ひじょうじのたいおう 非常時の対応	べつとにきだめるしょうぼうはいかくによりたいおう 別途に定める消防計画により対応します。
ぼうかかんりせきにんしや 防火管理責任者	たかはら あつし 高原 惇
ひなんくんれん 避難訓練	しょうぼうほうにきだめられた年2回以上の訓練を利用者参加の上実施
ぼうさいもつづ 防災設備	しょうかき スプリンクラー設備 自動火災報知設備 消防機関へ 通報する火災報知設備 誘導灯

11. 個人情報保護に関する相談の受付・記録及び情報管理について

たんどうめい 担当名	し めい 氏 名	じゅう しょ 住 所	でんわばんごう 電話番号
こじんじょうほうほごかんりしや 個人情報保護管理者	にしやま ゆういち 西山 裕一	まつやましこんげんちやうこう 松山市権現町甲141	089-979-4566

- (1) 従業者は個人情報の保護に努め、業務上知り得た個人情報（利用者または家族の秘密など）について在職中のみならず退職後においても他にもりません。
 - (2) 利用者へのサービス向上に関する事業所におけるサービス会議や他の事業所との連絡調整及び緊急時における病院等への連絡などにおいて情報提供が必要となる場合があるため、それらについては別紙個人情報使用同意書に基づき対応致します。また、記録及び情報については契約の終了後5年間保管します。
- * 閲覧・複写ができる窓口業務時間は、午前9：00～午後5：00です。
- (3) 利用者の個人情報については、個人情報保護法にそった対応を行います。但し、市町村及び関係機関に情報提供を要請された場合は、利用者の同意（「個人情報同意書」による）に基づき情報提供を致します。
 - (4) 実習生及びボランティアの受け入れ施設であるため、その期間中に必要に応じ個人情報を提供場合があります。

12. 衛生管理等、感染症対策について

感染症及び食中毒の予防又はまん延防止の対策のため、以下の措置を講じます。

- ① 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催して、従業者に周知徹底を図ります。
- ② 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備します。
- ③ 従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施します。

13.業務継続計画の策定について

感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するため業務継続計画を策定して以下の措置を講じます。

- ① 従業者に対し、業務継続計画について周知し必要な研修及び訓練を定期的に実施します。
- ② 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

14.カスタマーハラスメントへの対応について

当事業所では、利用者及びご家族等からの暴言・暴力・威圧的言動・不当な要求等の「カスタマーハラスメント」に対しては、従業者の安全確保と適正なサービス提供のために、上記用に応じて対応・是正のお願いをさせて頂く場合がございます。

改善が見られない場合には、やむを得ずサービスの一時停止・契約解除を行う場合がありますので、あらかじめご了承ください。

私は本書面に基づいて、これから利用する指定障害者支援施設の重要な事項について、説明を行いました。

まつやまふくしえん
松山福祉園

職名

氏名

私は、本書面に基づいて事業所から重要事項の説明を受け、指定障害者支援施設に関するサービスの提供及び利用の開始に同意しました。

令和

年

月

日

利用者

住所

氏名

印

立会人

住所

氏名

印

利用者との関係（ ）

① 介護給付費・訓練等給付費サービス内容の料金

介護給付費及び訓練等給付費によるサービスを提供した際は、事業者が介護給付費等の給付を市町村から直接受け取る（代理受領する）場合、サービス利用料金（厚生労働大臣の定める基準により算出した額）のうち利用者負担分（サービス利用料金全体の1割を上限）を事業者にお支払いただきます。なお、利用者負担額の軽減等が適用される場合は、この限りではありません。障害福祉サービス受給者証をご確認ください。

施設入所支援：基本的なサービス利用料金（介護給付費）（1日あたり）

A. ご利用者の障害支援区分	区分2以下	区分3	区分4	区分5	区分6
B. 報酬単価（単位：1単位10円）	174単位	239単位	316単位	392単位	463単位
C. サービス利用料金	1,740円	2,390円	3,160円	3,920円	4,630円
D. うち介護給付費として市町より代理受領する金額	1,566円	2,151円	2,844円	3,528円	4,167円
サービス利用に係る自己負担額 〔C－D〕（介護給付費の定率負担）	174円	239円	316円	392円	463円

生活介護事業：基本的なサービス利用料金（介護給付費）（1日あたり）（7時間以上8時間未満）

A. ご利用者の障害支援区分	区分2以下	区分3	区分4	区分5	区分6
B. 報酬単価（単位：1単位10円）	461単位	507単位	567単位	829単位	1116単位
C. サービス利用料金	4,610円	5,070円	5,670円	8,290円	11,160円
D. うち介護給付費として市町より代理受領する金額	4,149円	4,563円	5,103円	7,461円	10,044円
サービス利用に係る自己負担額 〔C－D〕（介護給付費の定率負担）	461円	507円	567円	829円	1,116円

就労移行支援事業：基本的なサービス利用料金（訓練等給付費）（1日あたり）

1. サービス利用料金（単位）／日	4,320円（432単位）
2. うち訓練等給付費として市町より代理受領する金額	3,888円
3. 自己負担額（1－2）	432円

※サービス利用に係る自己負担額については別表1に該当する場合、月あたりの負担額が無料となります。

特別な支援に伴う利用料金

前項の基本的なサービス利用料金以外に、次の特別な支援を行う場合は、ご利用されるサービスごとに利用者負担金が必要になります。

施設入所支援に係る加算

【重度障害者支援体制加算Ⅲ（個人）】（対象者1日あたり）

A. ご利用者の障害支援区分	区分4	区分5	区分6
B. 報酬単価（単位：1単位10円）	180単位	180単位	360単位
C. サービス利用料金	1,800円	1,800円	3,600円
D. うち介護給付費として市町より代理受領する金額	1,620円	1,620円	3,240円

サービス利用に係る自己負担額 〔C－D〕（介護給付費の定率負担）	180円	180円	360円
-------------------------------------	------	------	------

【夜勤職員配置体制加算】

1. サービス利用料金（単位）／日	600円（60単位）
2. うち介護給付費として市町より代理受領する金額	540円
3. 自己負担額（1－2）	60円

【入院・外泊時加算Ⅰ】8日を限度

1. サービス利用料金（単位）／日	3,200円（320単位）
2. うち介護給付費として市町より代理受領する金額	2,880円
3. 自己負担額（1－2）	320円

【入院・外泊時加算Ⅱ】8日を超えた日から82日を限度

1. サービス利用料金（単位）／日	1,910円（191単位）
2. うち介護給付費として市町より代理受領する金額	1,719円
3. 自己負担額（1－2）	191円

【福祉介護職員処遇改善加算（Ⅰ）】令和8年5月まで

1. サービス利用料金（単位）／月	1月＋所定単位×159/1000
-------------------	------------------

【福祉介護職員処遇改善加算（Ⅰ）ロ】令和8年6月以降

1. サービス利用料金（単位）／月	1月＋所定単位×193/1000
-------------------	------------------

生活介護に係る加算

【人員配置体制加算】

1. サービス利用料金（単位）／日（1.7:1）	2120円（212単位）
2. うち介護給付費として市町より代理受領する金額	1,908円
3. 自己負担額（1－2）	212円

【人員配置体制加算】

1. サービス利用料金（単位）／日（1.5:1）	2,630円（263単位）
2. うち介護給付費として市町より代理受領する金額	2,367円
3. 自己負担額（1－2）	263円

【福祉専門職配置加算】

サービス利用料金（単位）／日 /福祉専門職配置(Ⅲ)	60円（6単位）
2. うち介護給付費として市町より代理受領する金額	54円
3. 自己負担額（1－2）	6円

【福祉専門職配置加算】

1. サービス利用料金（単位）／日 /福祉専門職配置(Ⅰ)	150円（15単位）
2. うち介護給付費として市町より代理受領する金額	135円
3. 自己負担額（1－2）	15円

【常勤看護職員等配置加算】

1. サービス利用料金（単位）／日	240円(24単位)
2. うち介護給付費として市町より代理受領する金額	216円
3. 自己負担額（1－2）	24円

【初期加算】（新規利用時30日の間で利用した日のみ）

1. サービス利用料金（単位）／日	300円（30単位）
2. うち介護給付費として市町より代理受領する金額	270円
3. 自己負担額（1－2）	30円

【訪問支援特別加算】

1. サービス利用料金（単位）／日	1時間未満の場合	1時間以上の場合
	1,870円（187単位）	2,800円（280単位）
2. うち介護給付費として市町より代理受領する金額	1,683円	2,520円
3. 自己負担額（1－2）	187円	280円

【欠席時対応加算】

1. サービス利用料金（単位）／日	940円（94単位）
2. うち介護給付費として市町より代理受領する金額	846円
3. 自己負担額（1－2）	94円

【延長支援加算】

1. サービス利用料金（単位）／日	9時間～10 時間未満の場合	10時間以上11 時間未満の場合
	1000円（100単位）	2000円（200単位）
2. うち介護給付費として市町より代理受領する金額	900円	1800円
3. 自己負担額（1－2）	100円	200

【送迎加算】

1. サービス利用料金（単位）／日	片道	区分5の人が全体の60/100いる場合
	210円（21単位）	490円（49単位）
2. うち介護給付費として市町より代理受領する金額	189円	441円
3. 自己負担額（1－2）	21円	49円

【福祉・介護職員処遇改善加算】令和8年5月まで

1. サービス利用料金（単位）／月	1月+所定単位×101/1000
-------------------	------------------

【福祉介護職員処遇改善加算（I）口】令和8年6月以降

1. サービス利用料金（単位）／月	1月+所定単位×117/1000
-------------------	------------------

就労移行に係る加算

【福祉専門職配置加算】

サービス利用料金（単位）／日 /福祉専門職配置（I）	150円(15単位)
2. うち訓練等給付費として市町より代理受領する金額	135円
3. 自己負担額（1－2）	15円

【就労移行支援関係終了加算】

サービス利用料金（単位）／日	60円（6単位）
2. うち訓練等給付費として市町より代理受領する	54円
3. 自己負担額（1－2）	6円

【初期加算】（新規利用時30日の間で利用した日のみ）

1. サービス利用料金（単位）／日	300円（30単位）
2. うち訓練等給付費として市町より代理受領する	270円
3. 自己負担額（1－2）	30円

【訪問支援特別加算】

1. サービス利用料金（単位）／日	1時間未満の場合	1時間以上の場合
	1,870円（187単位）	2,800円（280単位）
2. うち訓練等給付費として市町より代理受領する	1,683円	2,520円
3. 自己負担額（1－2）	187円	280円

【欠席時対応加算】

1. サービス利用料金（単位）／日	940円（94単位）
2. うち訓練等給付費として市町より代理受領する	846円
3. 自己負担額（1－2）	94円

【延長支援加算】

1. サービス利用料金（単位）／日	9時間～10時間未満の場合	10時間以上11時間未満の場合
	1000円（100単位）	2000円（200単位）
2. うち訓練等給付費として市町より代理受領する	900円	1800円
3. 自己負担額（1－2）	100円	200円

【送迎加算】

1. サービス利用料金（単位）／日	片道	区分5の人が全体の60/100いる場合
	210円（21単位）	490円（49単位）
2. うち訓練等給付費として市町より代理受領する	189円	441円
3. 自己負担額（1－2）	21円	49円

【福祉・介護職員処遇改善加算】令和8年5月まで

1. サービス利用料金（単位）／月	1月+所定単位×107/1000
-------------------	------------------

【福祉介護職員処遇改善加算（I）口】令和8年6月以降

1. サービス利用料金（単位）／月	1月+所定単位×123/1000
-------------------	------------------

※1か月の基本報酬及び各加算を算定した単位数の合計にかける（四捨五入）

※給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご利用者の負担額を変更します。